

栃木市営繕工事における週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、営繕工事における職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2 栃木市が発注する営繕工事のうち、以下を除く全ての工事を週休2日制工事の対象とする。

- (1) 工期が1箇月未満の工事
- (2) 緊急対応が必要な工事

(週休2日制工事)

第3 週休2日制工事とは、現場閉所または現場休息(以下「現場閉所等」という)による週休2日に取組む工事をいう。

(現場閉所等による週休2日)

第4 現場閉所等による週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

- 2 対象期間は、現場着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始の6日間(12月29日～1月3日)、夏期休暇3日間(8月14日～16日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、受注者の責によらず現場閉所等ができない期間等は含まない。
- 3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよい。
- 4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。
- 5 現場閉所等の評価は、以下の各号の状態によるものとする。なお、現場閉所率とは対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

なお、現場閉所等日は土曜日及び日曜日を原則とし、これによらない場合は受発注者間の協議による。

- (1) 完全週休2日

対象期間の全ての土曜日及び日曜日(または、受発注者間の協議により定める現場閉所等日)において現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。

(2) 月単位週休2日

対象期間の全ての月において、現場閉所等率が28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%(8日/28日)以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所等率が28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所等を実施したと認められる状態をいう。

(発注方式)

第5 発注方式は、次のいずれかの方式とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定型

週休2日制工事に取り組むことを発注者が指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く週休2日制工事で、受注者が契約締結後工事着手日(工期の始期日)までに、発注者に対して週休2日制工事に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

(発注者指定型の協議)

第6 受注者は、工事着手日(工期の始期日)までに、計画する現場閉所の状態を「様式-1」により、発注者に提出する。

(受注者希望型の協議)

第7 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、工事着手日(工期の始期日)までに、計画する現場閉所の状態を「様式-1」により、発注者に提出する。

(週休2日制工事の実施)

第8 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等(現場閉所等の計画の記載があるもの)を添付し、現場閉所等の計画を監督職員に報告する。

2 現場閉所等の計画を変更する場合は、事前に監督職員へ報告する。なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した「休日取得計画書及び実施書」等を速やかに監督職員に提出する。

3 受注者は、週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。

(履行実績の確認)

第9 受注者は、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完成日までに提出する。

(発注者の配慮)

第10 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように以下の事項に配慮する。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わない。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応する。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努める。
なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行う。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第11 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、計画した現場閉所等の状態によらず、現場閉所等の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

- 2 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

現場閉所等の状態	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日	3点	3点
月単位週休2日	2点	2点
通期の週休2日	加点なし	1点
通期の週休2日未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

(積算方法等)

第12 現場閉所等の状況に応じた下表の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

現場閉所等の状態	労務費	現場管理費
完全週休2日	1.02	1.01
月単位週休2日	1.02	補正なし
通期の週休2日	補正なし	補正なし
通期の週休2日未満	補正なし	補正なし

- 2 発注者指定型の積算は、通期の週休2日を前提として当初設計で計上する。なお、現場閉所等の実績が月単位週休2日以上となる場合は、補正分を増額して変更契約する。
- 3 受注者希望型の労務費の補正は、「様式ー1」で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。なお、通期の週休2日に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が調わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、変更の対象としない。
- 4 受注者希望型の積算は、当初設計では計上せずに、工事完成日までに補正して変更契約する。
- 5 積算方法等は、別に定める「栃木市営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(発注手続)

第13 週休2日制工事を発注者指定型又は受注者希望型により発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示する。

(その他)

第14 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。